八四・二〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー		
八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	部分品		
八四二〇・九一	シリンダー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二〇・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機		
	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）		
八四二一・一一	クリーム分離機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二一・一二	衣類脱水機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二一・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	液体のろ過機及び清浄機		
八四二一・二一	水のろ過用又は清浄用のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二一・二二	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二一・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二一・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	気体のろ過機及び清浄機		
八四二一・三一	内燃機関の吸気用のろ過機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二一・三九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	部分品		
八四二一・九一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二一・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二二	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充塡用、封口用、封止用又はラベル貼付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機		
	皿洗機		
八四二二・一一	家庭用のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二二・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二二・二〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二二・三〇	充塡用、封口用、封止用又はラベル貼付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二二・四〇	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	

八四二二・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二三	重量測定機器（重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。）及び分銅		
八四二三・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の重量測定機器		
八四二三・八一	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二三・八二	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二三・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二三・九〇	分銅及び重量測定機器の部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器		
八四二四・一〇	消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他の機器		
八四二四・八一	農業用又は園芸用のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二四・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八四二四・九〇	部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二五	プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二六	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二七	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二八	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・三〇	その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八四・三一	第八四・二五項から第八四・三〇項までの機械に専ら又は主として使用する部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	